

～ 全退職者向け医療保険制度リーフレット～

どうなるの？

『退職後の医療保険制度』

退職（任期終了を含む）すると、その翌日に共済組合員資格を喪失しますので、現在お持ちの組合員証や組合員被扶養者証を返納していただきます。
資格喪失後は再就職の有無やご自身の家族構成等から加入すべき医療保険制度を選択し、**ご自身で加入手続きを行っていただく必要があります**ので、退職後の医療保険制度と加入手続きをご案内させていただきます。



タンキちゃん



I. 退職後の医療保険制度について **【重要】**

1. 退職後の医療保険制度 概要図 ①

2. 再就職する場合に加入する医療保険制度 ②

3. 再就職しない場合加入する医療保険制度 ③

4. 加入すべき制度の決め方 ④

II. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1. 任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて ⑤

2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金） ⑥

3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴 ⑧

4. 被扶養者の認定について ⑨

III. よくある質問事例（FAQ）

1. 再就職する場合 ⑩

2. 被扶養者になる場合 ⑪

3. 任意継続組合員になる場合 ⑫

4. 夫婦ともに退職する場合 ⑬

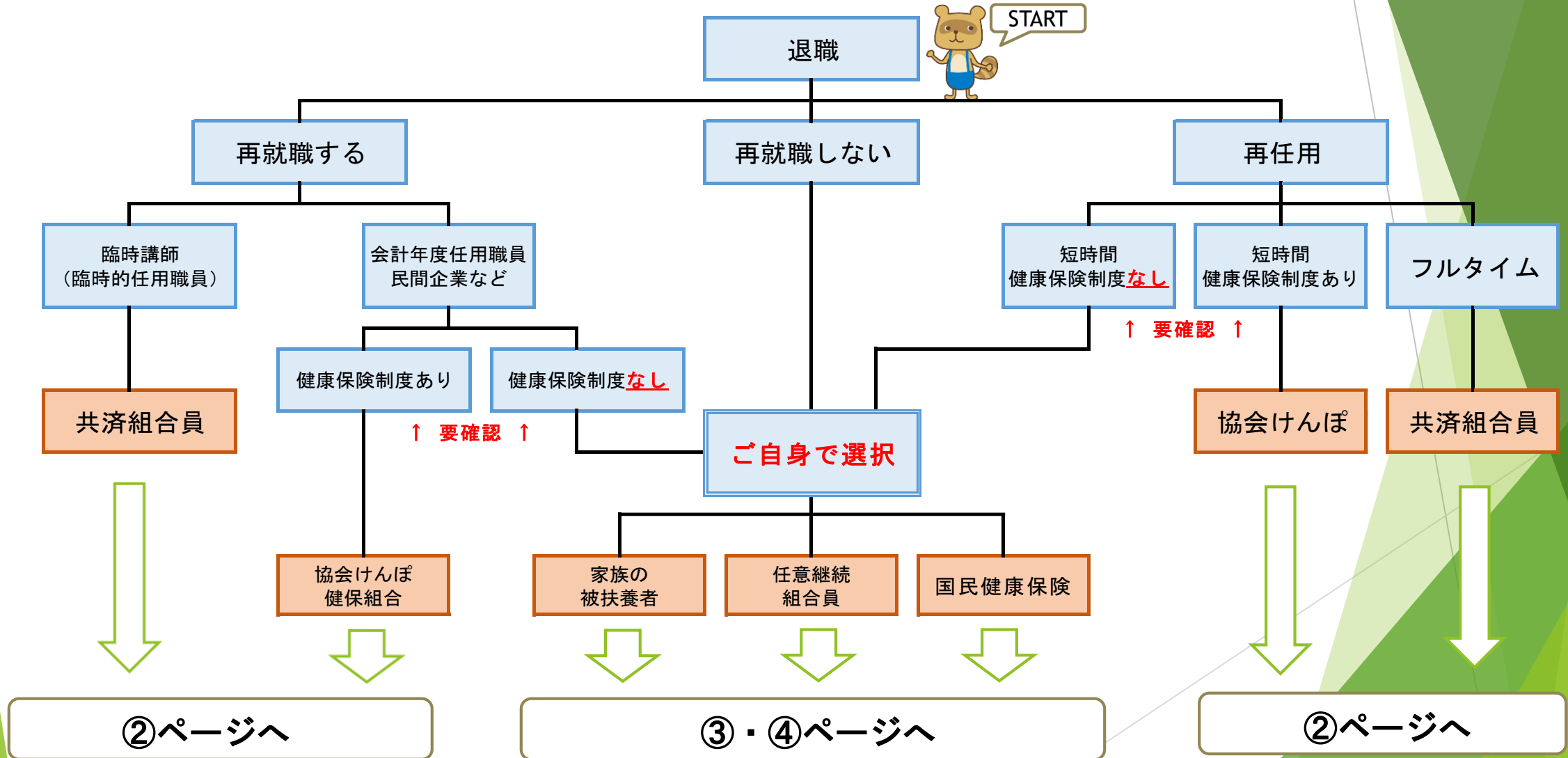
①～④ページは
必ず読んでね。



I. 退職後の医療保険制度について

1. 退職後の医療保険制度 概要図

退職後にご自身の就労状況や家族構成等により、次の医療保険制度に加入することになります。



I. 退職後の医療保険制度について

2. 再就職する場合に加入する医療保険制度

再就職先の雇用条件を確認し、**健康保険制度の適用がある場合**は、新たな職場で健康保険制度への加入手続きを行います。（選択はできません。）

再就職するものの、**健康保険制度の適用がない場合**は、次の③ページ「3. 再就職しない場合に参加する医療保険制度」をご覧ください。

主な再就職先の健康保険制度加入状況（参考）

- ▶ 再任用フルタイム → 引き続き共済組合員のため手続き不要
- ▶ 再任用短時間勤務 → 週3日、4日勤務は健康保険制度の適用あり
- ▶ 臨時講師 → 引き続き共済組合員のため加入手続きは不要ですが、職員番号が変わるため、別途組合員証の差し替えを案内します。
- ▶ 会計年度任用職員フルタイム → 健康保険制度の適用あり
- ▶ 会計年度任用職員パートタイム → 条件により異なる **（要確認）**
- ▶ 市教委等の任期付き職員フルタイム → 健康保険制度の適用あり **（要確認）**
- ▶ 市教委等の任期付き職員パートタイム → 条件により異なる **（要確認）**
- ▶ 民間企業やアルバイト等 → 雇用条件により異なる **（要確認）**

就職先に健康保険
ある？ ない？



I. 退職後の医療保険制度について

3. 再就職しない場合に加える医療保険制度

退職後に健康保険制度（共済組合を含む）に加える**再就職をしない場合**は次の3つの健康保険制度のいずれかに加えることになります。

家族の被扶養者

保険料は無料ですが、被扶養者の要件を満たす必要があるため、家族が加える健康保険組合に確認してください。
(収入限度額130万円未満や同居等。⑪ページ「よくある質問事例」を参照)

任意継続組合員

引き続き組合員期間が1年と1日以上が、退職の日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出した場合に加えることができます。(最長2年間)

国民健康保険

お住まいの市区町村の窓口で加入手続きを行います。保険料は加える世帯や前年の所得などにより決まります。

どれを選んだらいいの？
(⇒次の④ページ)



I. 退職後の医療保険制度について

4. 加入すべき制度の決め方

再就職しない または 再就職先で健康保険制度の適用がない場合



同居する家族（配偶者や子など）が加入している健康保険組合の被扶養者に該当するか確認する。（⑪ページ「よくある質問事例」を参照）



被扶養者に該当しない

任意継続組合員（任継） か 国民健康保険（国保）かどちらかを選択

《選択する際の判断材料》

① 保険料（掛金）はいくらになるか

任継の保険料（掛金）は⑥ページで試算ができます。国保の保険料は居住地の市町村役場で試算を依頼してください。

保険料が同程度の場合は、医療給付が手厚い任継を選択することをお勧めします。

② 過去の退職者の傾向

退職後1年目は在職中の報酬が国保の保険料に反映され、高額になるケースが多く、1年目は任継を選択し、2年目から国保に変更される方が多いです。

被扶養者になれるかな.....



Ⅱ．公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

1．任意継続組合員制度の概要と加入手続きについて

制度内容

退職後、最長2年間、引き続き医療給付（休業給付を除く）を受けることができます。

※ 健康保険制度のため、年金制度の適用はありません。

加入条件

次の①、②のすべての条件を満たすと、加入できます。

- ① 退職日の前日まで引き続き1年（**1年と1日**）以上組合員である。
- ② 「任意継続組合員申出書」を**退職の日から起算して20日以内**に共済組合に提出し、掛金を払い込む。

加入手続き

- ① **「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出※**
- ② 共済組合からご自宅に振込みの案内（掛金額、振込方法など）を送付
- ③ **振込期限までに任意継続掛金を振込む**
- ④ 入金確認後、任意継続組合員証等を送付

※ 加入手続きの詳細と掛金試算シートは令和3年2月頃に、所属所に改めて案内します。



Ⅱ. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

2. 任意継続組合員制度の保険料（掛金）

1か月分の任意継続掛金の計算式

標準報酬月額		×	掛金率 ※ 2		=	1 月分の掛金額 (円未満切捨て)
※ 1			短期掛金	84.2/1000		
or 上限410,000円 ※ 2			介護掛金 (40歳以上65歳未満)	14.98/1000		

※ 1 給与支給明細書の「標準報酬（短期・介護）」に記載された標準報酬月額を記載し、上限額の410,000円と比べて低い方に掛金率を乗じて1月分の掛金を算定してください。

※ 2 令和3年度の標準報酬月額の上限額と掛金率は令和3年2月頃に決定します。（記載の率は令和2年度）

掛金の前納制度

掛金は毎月納める方法（各月納付）の他に、前納する方法があります。

- ① 12か月前納（加入時に1年分を一括納入する）
- ② 6か月前納（加入時に6か月分を、半年後に6か月分を納入する）
- ③ 各月納付（1か月分の掛金を毎月、前月の末日までに納入する）

《前納する掛金の計算方法》

- ・ 12か月前納は1月分掛金に「11.748502」を乗じて計算できます。
- ・ 6か月前納は1月分掛金に「5.9318472」を乗じて計算できます。

試算してみよう！



参考資料 「保険料（掛金）早見表」

	退職時の標準報酬月額	例①	例②	例③	上限
	⇒ 任継掛金の標準となる額	260,000	260,000	320,000	380,000
12か月前納	短期任継掛金	257,198	316,552	375,905	405,582
	介護任継掛金	45,749	56,311	66,872	72,148
	掛金額（年額）	302,947	372,863	442,777	477,730
	☆各月納付との差額	-6,485	-7,981	-9,479	-10,226
6か月前納	短期任継掛金	129,860	159,828	189,795	204,779
	介護任継掛金	23,099	28,431	33,764	36,427
	6か月分掛金額計	152,959	188,259	223,559	241,206
	掛金額（年額）	305,918	376,518	447,118	482,412
	☆各月納付との差額	-3,514	-4,326	-5,138	-5,544
各月納付	短期任継掛金	21,892	26,944	31,996	34,522
	介護任継掛金	3,894	4,793	5,692	6,141
	各月掛金額計	25,786	31,737	37,688	40,663
	掛金額（年額）	309,432	380,844	452,256	487,956

退職時の標準報酬が41万円以上だと12か月前納が各月納付よりも約1万円安い。

12か月前納した方がお得だね！



- 《前納するメリット（ほとんどの方が12か月前納を選択される理由）》
- ① 前納することにより掛金が安くなる。
 - ② 掛金の納付忘れによる資格喪失を防ぐことができる。
 - ③ 掛金振込手数料を節約することができる。

Ⅱ. 公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

3. 任意継続組合員制度の医療給付の内容と特徴

窓口での3割負担や高額療養費制度は他の医療保険制度と同様ですが、任意継続組合員制度は自己負担額（3割）が**25,000円を超える場合**に、その超えた額を支給する**独自の附加給付制度**があります。

給付事例（総医療費が100万円、窓口負担30万円の場合）

7割、70万円（共済組合負担）	3割、30万円		
	高額療養費	附加給付	自己負担
	212,570円	62,400円	25,030円

- 任意継続組合員の最終自己負担額 25,030円
- 他の医療保険制度の最終自己負担額 87,430円（制度や所得区分により異なります。）

Ⅱ．公立学校共済組合の任意継続組合員制度について

4．被扶養者認定について

① 在職中から被扶養者として認定している方

「任意継続組合員申出書」に該当する被扶養者の氏名を記入していただくことで引き続き被扶養者として認定することができます。
ただし、下記の要件を備えている必要があります。

② 新たに認定を希望する被扶養者がいる場合

「任意継続組合員申出書」に該当する被扶養者の氏名を記入していただきますと手続き書類をご自宅へ送付します。手続き書類確認後に以下の要件を満たしている場合は、新たに被扶養者として認定することができます。

《被扶養者の要件》

- ・主として組合員の収入により生計を維持していること。
 - ・1年間の収入見込額が130万円（公的年金受給者は180万円）未満であること。
- ※ ⑪ページ「よくある質問事例」も参照してください。

Ⅲ. よくある質問事例 (FAQ)

1. 再就職する場合

Q1 4月2日以降に再就職を検討している場合はどのような手続きが必要ですか。

A1 再就職するまでは、③ページ「再就職しない場合に加入する医療保険制度」のいずれかに加入手続きを行ってください。

Q2 会計年度任用職員等で再就職する場合はどのような手続きが必要ですか。

A2 まず、雇用主に健康保険制度の加入の有無について確認してください。健康保険制度が適用されない場合は③ページ「再就職しない場合に加入する医療保険制度」のいずれかに加入手続きを行ってください。
また、健康保険制度の適用がある場合はその制度に加入します。

Q3 退職後引き続き臨時講師として再就職する場合はどのような手続きが必要ですか。

A3 退職後引き続き臨時講師になる場合、医療保険制度の加入手続きは不要です。
(引き続き組合員のため)
なお、正規職員である組合員が退職後引き続いて臨時講師になる場合は退職手当の支給のため、任用される日が4月2日になりますが、引き続き組合員とみなします。



Ⅲ. よくある質問事例 (FAQ)

2. 被扶養者になる場合

Q1 被扶養者の収入要件を教えてください。

A1 被扶養者の収入限度額は年額130万円（公的年金収入がある場合は180万円）未満です。公立学校共済組合では退職後の1年間の収入見込みが限度額以内であれば認定できますが、他の健康保険組合では1月から12月の1年間とする場合がありますので、**家族が加入する健康保険組合に確認してください。**
また、非課税所得（遺族年金、障害年金、通勤手当等）や、個人年金も収入とみなしますので、退職後のご自身の収入をしっかりと把握してから、家族が加入する健康保険組合に確認してください。

Q2 別居している家族の被扶養者になる場合、要件はありますか。

A2 退職後、別居する子どもや両親の被扶養者になることも可能ですが、別居している家族との生計維持関係を証明する必要があります。当共済組合の判断基準は組合員が被扶養者の総収入の半分以上の生活費の送金を行っているか否かで判断します。
例) 年間総収入見込額が80万円の場合は40万円以上の生活費の送金を受け取る必要あり。

詳しくは家族の健康保険組合に聞いてみよう！



もっちゃん

Ⅲ. よくある質問事例 (FAQ)

3. 任意継続組合員になる場合

Q1 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで臨時講師の場合、退職後任意継続組合員になれますか。

A1 加入できません。引き続き組合員期間が1年と1日以上必要です。

Q2 令和3年度の掛金率はいつわかりますか。

A2 掛金率は毎年2月頃に決定します。令和3年2月頃に所属所に掛金率を通知します。

Q3 掛金額が在職中より高額になるのはなぜですか。

A3 在職中の保険料は労使折半のため、半分を雇用主が負担していたからです。

Q4 掛金を12か月前納した後に就職することになった場合、掛金は返金されますか。

A4 就職した月から未経過期間分の掛金を還付します。



Ⅲ. よくある質問事例 (FAQ)

4. 夫婦ともに退職する場合

Q1 一方が健康保険制度がある再就職をし、配偶者は再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A2 再就職をする方は再就職先の健康保険制度に加入し、配偶者は再就職される方の被扶養者になれるか確認をしてください。
被扶養者になれない場合は任意継続組合員か国民健康保険に加入してください。

Q2 夫婦ともに再就職しない場合はどの医療保険制度に加入すればいいですか。

A2 退職後の扶養の状況により、加入する医療保険制度は次のようになります。

- ▶ 夫婦ともに退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
 - ① 扶養される家族がいる場合
→夫婦ともにその家族の被扶養者になる。
 - ② 扶養される家族がない場合
→退職時の標準報酬月額の高い方が任意継続組合員に加入し、配偶者は任意継続組合員の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦の一方のみが退職後の収入が少なく、被扶養者の要件を満たしている場合
→被扶養者の要件を満たしていない方が任意継続組合員に加入し、被扶養者の要件を満たしている方は配偶者または子の被扶養者になる。
- ▶ 夫婦どちらも退職後の収入が多く、被扶養者の要件を満たさない場合
→夫婦ともに任意継続組合員に加入する。

被扶養者の要件は
⑪ページを確認し
てみよう！



退職後の医療保険制度の説明は以上になります。

任意継続組合員の加入手続きは、**令和3年2月頃に所属所に案内します。**
また、このリーフレットの内容について、ご不明な点やご質問がある場合、
下記までお問い合わせください。

公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係

大津市京町四丁目1番1号
滋賀県教育委員会事務局 教職員課 健康福利室内

☎ 電話でのお問い合わせ

077-528-4554

✉ メールでのお問い合わせ

info@25shiga.kouritu.or.jp



おっおっ
こっこっ